

(別紙第2号書式)

【書類名】日本特許庁において特許可能であると判断した請求項と実質的に同一の請求項のみからなる特許出願に対する優先審査申請説明書

【優先権主張】

【日本国特許出願番号】

【特許出願日】

【申請理由】

【提出書類】

【特許可能であると判断された特許出願の特許請求範囲及びその翻訳文】

【名称】

【提出省略可否及び理由】

【特許出願に係わる日本特許庁の審査関連通知書及びその翻訳文】

【名称】

【提出省略可否及び理由】

【特許出願に係わる日本特許庁の拒絶理由通知書で引用された先行技術】

【名称】

【提出省略可否及び理由】

【請求項間対応関係説明表】

該当 特許出願の 請求項番号	日本特許庁において 特許可能であると判断した 特許出願の請求項番号	対応関係説明

(【申請理由追加説明】)

記載要領

1. 【優先権主張】という欄は、「特許法施行規則」別紙第10号書式の 記載要領第10号イ.のように記載します。

2. 【申請理由】という欄は、日本特許庁で特許可能であると判断した特許出願の特許請求範囲に基づいて優先審査申請を行うという内容で記載します。

3. 【提出書類】の【名称】という欄は、書類の提出日、通知日、公開日、公開番号などを共に記載して該当書類を明確に区別することができるように記載します。

4. 【特許可能であると判断された特許出願の特許請求範囲及び翻訳文】を記載する時は、日本特許庁の特許査定書の対象となった特許請求範囲を記載しなければなりません。但し、特許査定書がない場合には最も最近に行われた日本特許庁の拒絶理由通知書または拒絶査定書で特許可能であると明示された特許請求範囲を記載することができます。

5. 【特許出願に関わる日本特許庁の審査関連通知書及び翻訳文】を記載する時は、該当特許出願と関連して日本特許庁から通知した審査関連書類（特許査定書、拒絶理由通知書、拒絶査定書に限る）全てを記載しなければなりません。

6. 優先権主張された日本特許出願が公開（登録公告を含む）された場合に、【特許可能であると判断された優先権主張特許出願の特許請求範囲及び翻訳文】及び【特許出願に関わる日本特許庁の審査関連通知書及び翻訳文】は日韓特許庁間に構築された情報通信網を通じて特許庁審査官が入手することができるので、該当書類の提出を省略することができます。この場合、【提出省略可否及び理由】という欄に提出省略の趣旨及び理由を記載しなければなりません。

[例] 優先権主張された日本特許出願が公開されたので提出省略

但し、優先審査申請の後特許庁審査官が該当書類を入手することができないという内容の補完指示をした場合には該当書類を提出しなければなりません。

7. 【特許出願に関わる日本特許庁の拒絶理由通知書に引用された先行技術】が特許文献である場合に、該当先行技術は特許庁審査官が入手することができるので、提出を省略することができます。この場合、【提出省略可否及び理由】という欄に提出省略の趣旨及び理由を記載しなければなりません。

[例] 先行技術が特許文献であるので提出省略

但し、非特許文献である場合または優先審査申請の後特許庁審査官が該当特許文献を入手することができないという内容の補完指示をした場合には該当文献を提出しなければなりません。

[例] 非特許文献であるので提出

一方、該当日本特許出願に先行技術による拒絶理由が通知されていない場合には、【提

出省略可否及び理由】欄に先行技術を提出しないという趣旨と理由を記載します。

[例] 先行技術による拒絶理由が通知されていなかったため提出しない

8. 【請求項間対応関係説明表】には、優先審査を申請しようとする特許出願の全請求項に対して対応される“日本特許庁において特許可能であると判断した特許出願の請求項番号”を記載しなければならず、対応関係説明部分には両請求項の同一可否または差異点を具体的に記載しなければなりません。

[例]

該当 特許出願の 請求項番号	日本特許庁において 特許可能であると判断した 特許出願の請求項番号	対応関係説明
1	1	両請求項は同一
2	2	
3	3	
4	5	両請求項は記載形式の差異のみであり、実質的に同一
5	6	
6	4	
7	1	請求項7は日本の請求項1にAという構成が付加される